

令和6年

衣浦衛生組合第3回協議会会議録

令和6年12月25日



令和6年第3回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和6年第3回衣浦衛生組合議会協議会は、令和6年12月25日（水）午前11時51分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

第1 協議事項（1） 衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

2. 本日の会議に付した事件

（1） 議事日程第1

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

1番 山口 春美

2番 長崎 章浩

3番 生田 悠

4番 磯貝 忠通

5番 杉浦 文俊

6番 岡田 公作

7番 柴口 征寛

8番 杉浦 康憲

9番 橋本 友樹

10番 長谷川広昌

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

事務局長 片山 正樹

庶務課長 高橋 文彦

5. 出席した事務局職員

庶務課 庶務係長 富山 順子

庶務課 庶務係担当係長 磯村 和徳

6. 会議の経過

(午前11時51分開会)

○会長（岡田公作） 令和6年第3回衣浦衛生組合議会協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員でございます。よって、令和6年第3回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。

よって、会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりであります。

---

○会長（岡田公作） ただいまより、協議事項 衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について（報告）を議題といたします。

本件について、事務局よりの説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） それでは、ただいま議題となりました協議事項（1）衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。参考資料1を御覧ください。

こちらは、御承認いただいた際には、議員提出議案というふうになりますので、よろしく願いをいたします。

裏面を御覧ください。中段下の本文になりますが、衣浦衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年衣浦衛生組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。附則、この条例は令和7年6月1日から施行する。この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるというものでございます。

改正理由等につきましては、参考資料2で御説明しますので、参考資料2を御覧ください。

1の改正の理由であります、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されるため、条例の一部を改正する。

2の改正の概要でございますが、字句の改正（第53号から第55条関係）。懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、罰則規定に定める字句を改めるものでございます。

3の施行期日等でございますが、（1）施行期日は令和7年6月1日。（2）経過措置でございますが、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるというものでございます。

今回の改正は、労務作業と指導を柔軟に行い、再犯防止強化のため、懲役、禁錮を拘禁刑に一本化したことによる改正でございます。

参考資料3につきましては、新旧対照表となります。なお、当該議案につきましては、3月定例会に上程したいというものでございまして、通常ですと3月議会前に議会運営委員会を開いてということで御説明するところではございますけれども、当組合議会については、議会運営委員会がこの協議会の役目にもなっておりますので、3月定例会に上程するための今日の協議会ということで、定例会の後に引き続きお集りいただいているということでございます。

先例によりまして、提出者は副議長、賛成者は碧南市、高浜市、選出議員から各1名、賛成する方の中の議員の最年長者としたいということでございます。

以上で、議員提出議案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（岡田公作） 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番、山口春美議員。

○1番（山口春美） これは、単純に字句の訂正なんですけれども、上位法の刑法の改正に対して、日本共産党は国会でも反対の立場で臨んでいます。それは、主幹されるのは権力ですし、懲役及び禁錮が廃止されて、これに替えて拘禁刑が創設されるのですが、身体拘束に加えて刑務作業を義務づける懲役刑への一本化であり、かつ新たに改善・更生や再犯防止の指導も義務づけようとするものです。それで、改善・更生や社会復帰という名で、様々に受刑者に強制した時代が過去にはありました。戦前の日本では、治安維持法や思想反保護観察法の下で、社会主義者や国民民主権を求める運動が弾圧され、拷問や虐待だけではなく、再犯防止、再教育の名で、転向を促す思想改造まで行われました。いかなる政府の下でも、特定の思想を強制することがあってはならず、法律上その懸念を残すべきではないということで、反対の立場です。賛成者にはなりませんので、よろしくお諮りください。

○会長（岡田公作） 意見ですね。他に。

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は説明を了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（岡田公作） 御異議なしと認めます。よって、本件は説明を了承することに決定いたしました。

---

○会長（岡田公作） 以上をもちまして、協議事項は終了いたしました。

なお、本条例については、3月議会定例会に議員提出議案として提出するものであります。先例により、提出者は副議長、賛成者は碧南市及び高浜市選出議員から各1名、賛成する議員の年

長者といたしますので、協議会終了後に御署名をお願いいたします。

また、3月議会定例会の円滑な議事進行を図るため、本議案への質問は、事前に事務局まで届け出ていただけますと、十分な回答が得られると思いますので、御協力をお願いいたします。

以上で、令和6年第3回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

慎重御審議、誠にありがとうございました。

(午前11時58分閉会)

以上は、令和6年12月25日に行われた令和6年第3回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和6年12月25日

会 長 岡 田 公 作